

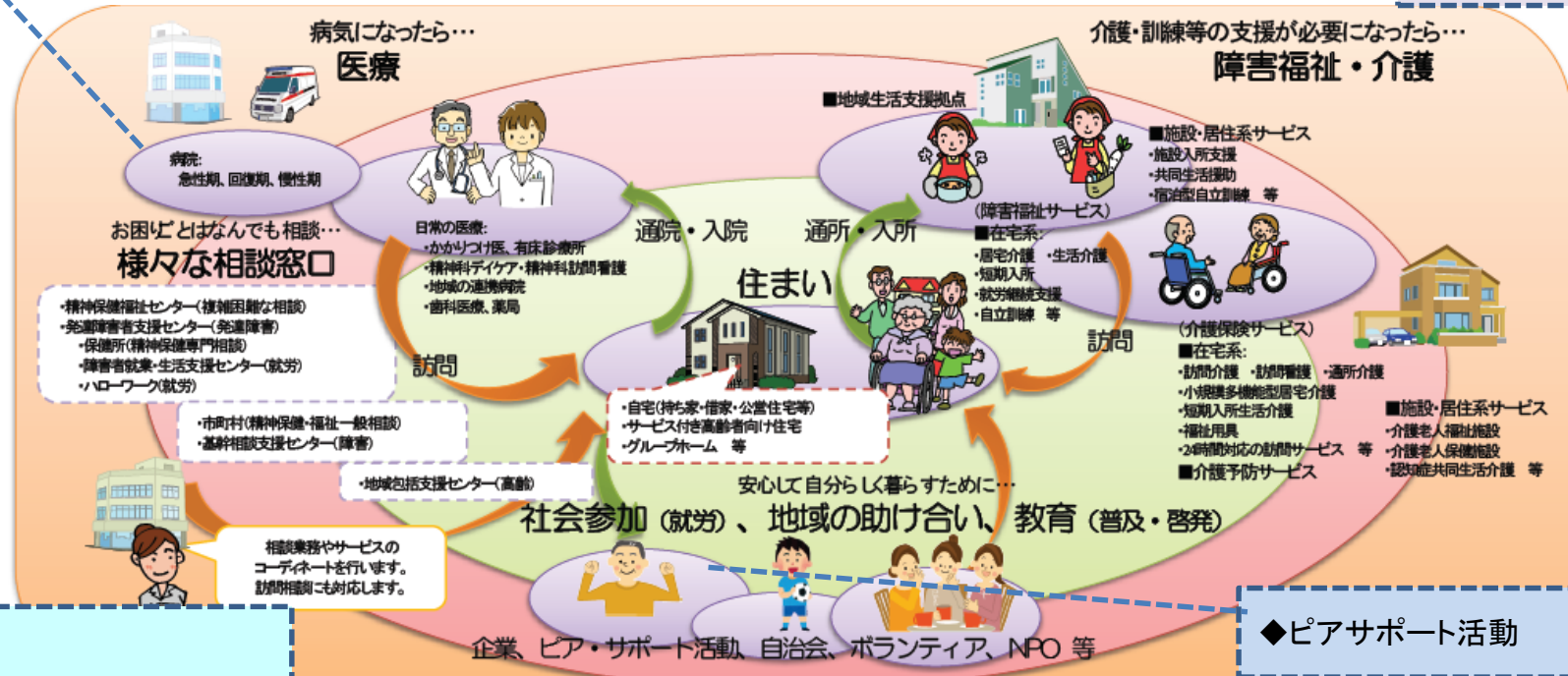
精神保健福祉施策の
令和 3 年度取組状況および
令和 4 年度取組計画

令和3年度三重県における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

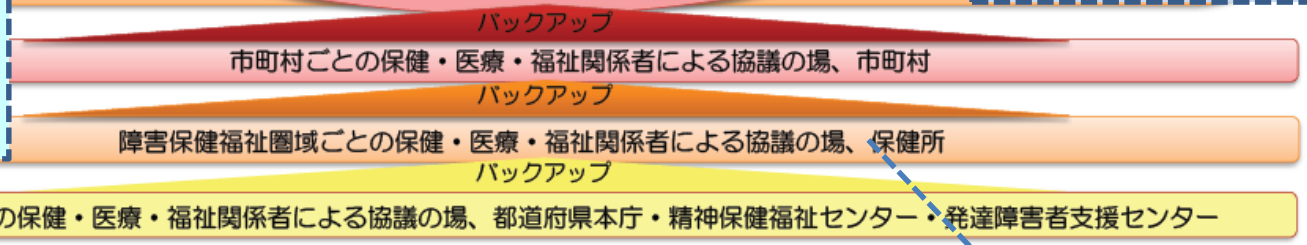
- ◆精神障がい者地域移行・地域定着支援事業
- ◆精神科救急医療システム
- ◆精神障がい者アウトリーチ体制構築事業
- ◆精神科病院入院患者退院後支援

ひきこもり対策

自殺対策



医療観察法に係る支援システム



- ◆精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会
- ◆三重県自立支援協議会
- ◆三重県精神保健福祉審議会

◆地域(自立支援)協議会精神部会など

令和3年度

三重県精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、精神障がい者の地域移行・地域定着支援を進める。ピアサポーターが活動する圏域を3カ所に設定。



入院生活



地域生活

精神科病院からの退院に向けた支援

(1) 精神障がい者の地域移行関係職員に対する研修(必須)

- ・圏域の精神科病院、障がい福祉事業所、介護保険事業所等の職員、一般県民に対する研修の実施
- ・病院職員や地域の職員が相互理解が深められる内容であること

(2) 入院中の精神障がい者の地域移行に係る事業(必須)

- ・入院中の精神障がい者がピアサポーターと交流し、体験談を聞くプログラムの実施

地域生活の支援

(3) ピアサポーターの活動に係る事業(必須)

- ・県内のピアサポーターが集い、ピアサポーターのネットワーク化を図る。

(4) 自立支援協議会への参加(必須)

- ・保健所、市町、団体、精神科病院の地域移行に関わる職員の参加する会議に参加する。

(5) その他の精神障がい者の地域移行・地域定着支援に資する事業(任意)

期待される効果: 精神障がい者の地域移行者数の増加、高齢福祉分野等他分野との連携強化、地域の精神障がい者のQOLの向上

三重県精神障がい者地域移行・地域定着支援事業報告

1 事業の目的

本事業は、長期入院精神障がい者へ退院意欲を喚起することで退院を促進し、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、地域移行・地域定着支援を推進することを目的としている。

2 令和3年度事業報告

3圏域（桑員、四日市、鈴鹿・亀山）で実施している。

(1) 地域移行関係職員等に対する研修

概要：精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し、精神障がい者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するための研修を実施。研修内容としては、「地域移行・地域定着事業の取組」や「家族会や当事者による体験発表」、「ピアサポート活動」等。

実施圏域：桑員、四日市、鈴鹿・亀山

(2) 入院中の精神障がい者の地域移行に係る取組

・体験談プログラム

概要：ピアサポーターがピア支援員（ピアサポーターを支援する受託事業所の職員）とともに、精神科病院で入院患者を対象とした「体験談プログラム」を実施し、ピアサポーターが自らの地域生活の体験談を語ることで長期入院精神障がい者の退院意欲を喚起する取組。

実施圏域：桑員、四日市、鈴鹿・亀山

(3) ピアサポーターの活用

概要：精神障がい者の視点を重視した支援の充実のため、ピアサポーター及びピア支援員を配置して事業を実施。

実施圏域：桑員、四日市、鈴鹿・亀山

(4) 保健・医療・福祉関係者による協議の場への参加

・地域自立支援協議会（精神部会）への参加

概要：受託事業者が精神科病院、保健所、市町、団体、ピアサポーター等で構成する、地域自立支援協議会（精神部会）に参加し、長期入院精神障がい者の現状の把握及び地域移行に関する目標の共有を行うとともに、精神科病院における地域移行に向けたプログラム内容等の検討を行う。

実施圏域：桑員、四日市、鈴鹿・亀山

3 令和4年度事業予定

令和4年度も事業は実施する予定であるが、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら取組を進める。

三重県精神障がい者アウトリーチ体制構築事業報告

1 モデル事業終了後の国の動き

- ・ アウトリーチは国のモデル事業（平成 23～25 年度）を経て、平成 26 年度に事業の一部が「精神科重症患者早期集中支援管理料」として診療報酬化された。平成 30 年度の診療報酬改定では、精神科重症患者早期集中支援管理料を廃し、精神科在宅患者支援管理料として在宅の精神障がい者への訪問支援について一定の要件の緩和が行われた。
- ・ 未受診者や精神疾患の疑いのあるひきこもり者へのアウトリーチ支援については、平成 30 年度より「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」の中に組み込まれ、各自治体で包括的な保健的アウトリーチ支援体制を整備するよう求められている。

2 三重県の取組

- ・ 平成 23 年度から 3 年間、鈴鹿・亀山圏域において国のモデル事業として実施。
- ・ みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成 27～29 年度）において、障害保健福祉圏域を単位として、アウトリーチチームの設置をめざしてきた。
- ・ 平成 27 年度からは、地域医療介護総合確保基金を活用して実施し、平成 28 年度からは鈴鹿・亀山圏域に津圏域が加わり 2 圏域体制で、令和 2 年度（7 月）からは、さらに伊賀圏域が加わり、3 圏域体制で実施している。
- ・ 現行のみえ障がい者共生社会づくりプラン（令和 3～5 年度）においてもすべての障害保健福祉圏域単位でのアウトリーチ体制整備をめざすこととしており、他の障害保健福祉圏域へ拡大を図ることが課題である。

3 事業の結果

(1) 年度別紹介患者数及び事業対象者数（平成 23 年 10 月～令和 2 年度）

(※平成 28～以降は津圏域も合算、令和 2 年度以降はさらに伊賀圏域も合算)

年度	紹介患者数	(再掲)				事業対象者数		(再掲)	(再々掲)
		1 中断	2 未受診	3 ひきこもり	4 不安定	継続	新規	支援終了者数	5 目標達成数
平成 23 年度	20	11	4	3	2	0	10	5	1
平成 24 年度	31	26	4		1	5	19	12	8
平成 25 年度	18	11	7			12	6	7	6
平成 26 年度	28	9	14	1	4	11	6	7	6
平成 27 年度	32	17	9	2	4	10	13	9	7
平成 28 年度	53	19	26	3	5	14	23	14	7
平成 29 年度	48	28	17	1	2	23	16	15	9
平成 30 年度	40	16	20	0	4	24	14	14	7
令和元年度	100	37	44	15	4	24	24	20	7
令和 2 年度	67	34	22	9	2	22	29	21	6
計	437	208	167	34	28	—	160	124	64

1 中断… 何らかの理由で精神科治療を中断した方。

2 未受診… これまで精神科医療を受診したことが無い方。

3 ひきこもり… 社会参加ができず、自宅にすることが多い方。

4 不安定… 精神科病院へ入退院を繰り返すなど病状不安定な方。

5 目標達成… 事業を利用することで、医療や福祉支援につながり、地域生活維持は可能となった方。

4 事業の成果

○精神障がい者の地域生活の継続

- 支援対象者の転帰に関して、約 51.6%が目標達成として、地域生活が可能な状況となっており支援の効果は高いと考えられる。
- 症状に応じて可能な限り、本人の意向に寄り添い在宅生活を維持しながら医療につなげることにより、継続的な治療ができるようになっている。
- アウトリーチ終了時には、治療の動機づけを行うとともに、継続的に対象者を見守ることのできる既存の社会資源に繋げることが重要である。

○地域の支援体制の強化

- 対象者選定会議の設置により、アウトリーチの対象とする事例や支援内容について検討するなかで、関係機関の役割や事業内容について相互理解が深まっている。

5 課題及び今後の方向性

- 高齢者で認知症（疑い）の方や高齢者と同居する精神障がい（疑い）の方への支援で、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チームと連携することが増しており、各機関の役割分担や連携の在り方など今後検討が必要である。
- アウトリーチの対象者として、高齢者虐待や児童虐待などが疑われる事例や過去に措置入院歴があり、治療中断している事例がある。アウトリーチ支援を通じて地域の関係者と課題を共有し、解決に向けての協議を行う必要がある。
- 当該事業は、保健所、市町等と協働して保健的アウトリーチの役割を担うものであり、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのひとつの資源として、特に医療アクセス確保のための核として地域の取組とさらに連携を深め、充実していく必要がある。

令和3年度三重DPAT活動報告

I 臨時応急処置施設への派遣

令和3年9月4日（土）～14日（火）の間、新型コロナウイルス感染症に係る臨時応急処置施設（酸素ステーション）へ3病院のべ15名を派遣し、三重DPATを支援しました。

II 研修及び訓練への参加

1 研修の開催及び参加

(1) 三重DPAT研修の開催 ※オンラインにて開催

日程：令和4年2月19日（土）

参加者：三重DPAT隊員、精神科病院・行政等関係者

研修内容：DPAT組織体系・役割についての理解等

(2) 国DPAT研修への参加 ※オンラインにて開催

・DPAT統括者、事務担当者研修（健康推進課）

・DPAT先遣隊研修（こころの健康センター）

2 訓練への参加

(1) 国DPAT訓練・会議への参加 ※オンラインにて開催

日程：令和4年1月23日（日）

参加者：DPAT統括者、DPAT先遣隊、事務担当者

令和4年度三重DPAT活動計画

I 研修及び訓練への参加

※新型コロナウイルスの感染状況に応じて、研修の開催の有無や開催方法及び訓練への参加の有無や参加方法は検討します。

1 研修の開催及び参加

(1) 三重DPAT研修の開催

(2) 国DPAT研修への参加

・DPAT統括者、事務担当者研修

・DPAT先遣隊研修

・DPAT先遣隊技能維持研修及び連絡会議

2 訓練への参加

(1) 三重県（総合）図上訓練 主催：三重県

(2) 三重県総合防災訓練 主催：三重県

II 三重DPAT体制整備

1 三重DPAT運営委員会の開催

委員：DPAT統括・DPAT副統括・災害精神医療アドバイザー

災害時支援中心病院長・三重DPAT先遣隊隊員・保健所長

内容：要調整

2 災害拠点精神科病院の設置

令和3年度に取り組む予定であった災害拠点精神科病院の指定に受向けて、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、改めて取組を進めます。